

令和7年第7回津南町議会臨時会会議録

(11月17日)

招集告示年月日		令和7年11月12日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和7年11月17日 午後1時30分			閉会	令和7年11月17日 午後3時39分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	月岡奈津子	応・出	7番	風巻光明	応・出	
	2番	滝沢萌子	応・出	8番	石田タマエ	応・出	
	3番	村山郁夫	応・出	9番	栞原洋子	応・出	
	4番	関谷一男	応・出	10番	吉野徹	応・出	
	5番	久保田等	応・出	11番	江村大輔	応・出	
	6番	筒井秀樹	応・出	12番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	観光地域づくり課長 DMO推進室長	石沢久和	○	
	教育長	島田敏夫	○	建設課長	鴨井栄一郎	○	
	農業委員長			教育委員会教育次長	滝沢泰宏	○	
	監査委員			ジオパーク推進室長	五十嵐誠	○	
	総務課長	高橋昌史	○	会計管理者	太田昌	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
	税務町民課長	鈴木真臣	○				
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	太田一規		
会議録署名議員	5番	久保田等		6番	筒井秀樹		

〔付議事件〕

(11月17日)

- 会議録署名議員の指名
- 会期の決定
- 承認第6号 専決処分の承認について（令和7年度津南町一般会計補正予算（第10号））
- 議案第77号 指定管理者の指定について（ニュー・グリーンピア津南スキー場）
- 議案第78号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第79号 令和7年度津南町一般会計補正予算（第11号）
- 議長の辞職許可
- 選挙第1号 議長選挙
- 議席の一部変更
- 副議長の辞職許可
- 選挙第2号 副議長選挙
- 議席の一部変更
- 選任第1号 常任委員の選任
- 選任第2号 議会運営委員の選任

議長（恩田 稔）

ただ今から令和7年第7回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午後1時30分）—

### 議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（恩田 稔）

会議録署名議員の指名を行います。会議規則第125条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に5番、久保田等議員、6番、筒井秀樹議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会 期 の 決 定

議長（恩田 稔）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

承認第6号 専決処分の承認について（令和7年度津南町一般会計補正予算（第10号））

議長（恩田 稔）

承認第6号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

承認6号につきましては、商工費で津南観光物産館の貯水槽給水ポンプに不具合が生じ、降雪期前に修繕する必要があったことから、10月23日付けで専決処分をしたものでございます。

細部につきましては、総務課長及び観光地域づくり課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、観光地域づくり課長（石沢久和）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第6号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第6号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 4

#### 議案第77号 指定管理者の指定について（ニュー・グリーンピア津南スキー場）

議長（恩田 稔）

議案第77号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

公の施設の指定管理をしたいので、地方自治法第244条の2、6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第77号について採決いたします。

議案第77号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5

### 議案第 78 号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 78 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本件につきましては、今冬のニュー・グリーンピア津南のスキー場の利用料金について、急きょ一部値上げの必要性があることから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

前回、説明会に参加できなかったもので重複した質疑になってしまったら申し訳ございません。3 点ほどです。

まず、ニュー・グリーンピア津南スキー場の指定管理は、町民の健康増進の目的でわざわざ一般財産を行政財産に変更して過疎債を利用してリフトを整備したという認識でよろしいでしょうか。

2 点目、近隣で大きなスキー場である野沢温泉スキー場でも、1 回券は 700 円です。値上げは誰が決めたのでしょうか。ちなみに、さかえ倶楽部スキー場の 1 回券は 450 円です。値上げで町民の健康増進につながるのか、お聞かせください。少なくとも、利用が少ないとみられる 1 回券は値上げの必要は無いのではないかと思います。いかがでしょうか。

3 点目なのですが、なぜ、公募した後に条例改正なのか。公募した段階で話は無かったのでしょうか。プロセスがおかしくなっていませんか。

以上、3 点をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

3点の御質疑です。

まず、1点目の指定管理のところですか。これにつきましては、当然のことながら、いろいろ町のほうでもこれまで指定管理がいいのか、あるいは賃貸借契約がいいのかと協議をしてきたことは御案内のとおりかと思っています。そういったなかで今回、先ほど申し上げたとおり、(株)津南高原開発さんから応募があり、審査委員会にかけまして審査をした結果、最終的に(株)津南高原開発さんをお願いをすることが適当であるということで、この度、(株)津南高原開発さんをお願いをしたという経過ということになってございます。

それから、利用料金です。議員御指摘のとおり、議員もお調べになって近隣のスキー場の部分、1回券の値上げ等々がどうなのだというお話でした。私どもとしては、先ほど申し上げましたとおり、今般の経済状況、人件費も物価も全て上がっているということもありますし、ここ10年来、この上限額で(株)津南高原開発さんにやってきていただいたということも考慮しました。さらに、さかえ倶楽部スキー場、野沢温泉スキー場ということではありませんけれども、全般のスキー場のリフト料金も見ながら、今回については町として値上げすることが適当だろうというなかで決めさせていただいたところになります。

それから、少し前に戻ってしまうかもしれませんが、なぜ公募した後で利用料金の改定をするのかということにです。(株)津南高原開発さんのほうからは、3月31日までの冬期間のスキー場については現リフト料金で可能という内容で計画が出されてきておるところではございますが、先ほど申し上げたとおり、なんせ物価・人件費、それぞれ上がっているものですから、こういったことを踏まえると、今あるものよりも少し料金を上げさせていただいたなかで、経営をしっかりとさせていただくということが町としても(株)津南高原開発さんに求めることであるという判断もございまして、この度、指定管理は指定管理で御承認をいただき、少し順番が違ってしまうかもしれませんが、利用料金は後から増額をお願いするというところになります。

加えて、議員御指摘の町民の福祉というところで行政財産でやってきたではないかというところですか。これにつきましては、これまでも料金を抑えるなかで、町民割みたいなかたちでスキー場運営をしてきた経過がございまして、そういったことも含めましてお聞きすると、今冬も町民の健康増進辺りにはしっかり配慮したリフト券の設定をしたいということでお聞きしていますので、町民については、そのようなことを含めて健康増進ができるのかなと町では考えているということで御理解いただければと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、筒井秀樹議員。

（6番）筒井秀樹

今のお話を聞くと、健康増進という指定管理の目的を全く果たしていないように感じます。経営目的のための値上げなのかなという。若しくは、経営目的でもけっこうなのですけど、経営目的であれば、もう少し全体的に上げて良いのかなと思います。特に1回券に関しては、800円まで値上げするというのはなかなか大きな値上げで、野沢温泉スキー場でも700円です。かなりの上げっぷりなのですけど、ここくらいは元に戻してもよろ

しいのではないかとと思いますが。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（高橋昌史）

先ほども申し上げましたとおり、今までは 500 円以内だというのが 300 円上げて 800 円以内となったということであります。そのほかのところ、例えば、ほかにも 1 日券、あるいはシーズン券がありますが、議員おっしゃるとおり、町としてはこれを全て値上げしてしまうと、他のスキー場との競合、こういったことによって、かえってスキー顧客が減るということも想定されるわけです。その辺のバランスの取り方なのでしょうけれども、1 回券、半日券、家族券については、少し値上げをさせていただいて、それ以内ということですね。ほかのところは据え置いたなかで、今までどおりのスキー利用客の獲得ができればと考えておるところであります。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6 番、筒井秀樹議員。

（6 番）筒井秀樹

6 番、筒井秀樹です。

反対の立場で討論させていただきます。

町民の健康増進を目的に一般財産を行政財産にしてまで、過疎債を利用してまで設置しているスキー場を、近隣が値上げしているからといって値上げでは町民のためになりません。これでは福祉の切捨てです。改悪でしかありません。プロセスの順番もおかしいです。本来であれば、公募の前に値上げすべきだと思います。

特に賛同は求めません。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

討論を終結いたします。

議案第 78 号について採決いたします。

議案第 78 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立 8 名、非起立 3 名）—

賛成多数です。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 6

### 議案第 79 号 令和 7 年度津南町一般会計補正予算（第 11 号）

議長（恩田 稔）

議案第 79 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 79 号について説明申し上げます。

総務課関係では、歳入で、災害対策費補助金の増、前年度繰越金の増。歳出で、冬期集落保安要員委託料の増です。

福祉保健課関係では、歳出で、サンビレッジ津南体育館修繕料の増です。

細部につきましては、総務課長及び福祉保健課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

総務課長（高橋昌史）、福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 79 号について採決いたします。

議案第 79 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後 1 時 57 分）—

—（休憩。恩田稔議長が退場し、辞職願を提出。江村大輔副議長、議長席に着く。）—

副議長（江村大輔）

会議を再開いたします。 —（午後 1 時 59 分）—

休憩中に恩田稔議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後1時59分）—

—（休憩。書記、追加日程を配布する。）—

副議長（江村大輔）

会議を再開いたします。 —（午後2時01分）—

### 追加日程第1

#### 議長の辞職許可

副議長（江村大輔）

議長の辞職許可を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（保坂晃久）

「辞職願。この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和7年11月17日。津南町議会副議長江村大輔様。津南町議会議長恩田稔。」

以上でございます。

副議長（江村大輔）

本件は、会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないで採決したいと思います。お諮りいたします。

恩田稔議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、恩田稔議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後2時02分）—

—（恩田稔議員、入場。自席に着く。）—

副議長（江村大輔）

会議を再開いたします。 —（午後2時04分）—

副議長（江村大輔）

ただ今、議長が欠員となりました。

議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後 2 時 04 分）—  
—（休憩。書記、追加日程を配布する。）—

副議長（江村大輔）  
会議を再開いたします。 —（午後 2 時 06 分）—

## 追加日程第 2 選挙第 1 号 議長選挙

副議長（江村大輔）  
議長選挙を行います。

副議長（江村大輔）  
暫時休憩いたします。 —（午後 2 時 06 分）—  
—（休憩中に立候補表明。）—

副議長（江村大輔）  
会議を再開いたします。 —（午後 2 時 12 分）—  
選挙は投票によって行います。  
議場を閉鎖いたします。  
—（書記、議場を閉鎖する。）—

副議長（江村大輔）  
ただ今、選挙権を有する出席議員は 12 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

副議長（江村大輔）  
立会人を指名いたします。  
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に（4 番）関谷一男議員、（9 番）栞原洋子議員を指名いたします。

副議長（江村大輔）  
投票用紙を配布いたします。  
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。  
—（書記、投票用紙を配布。）—

副議長（江村大輔）  
投票用紙の配布漏れはありませんか。 —（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。  
投票箱の点検を行います。  
—（書記、投票箱を点検。）—  
異常なしと認めます。

副議長（江村大輔）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。  
—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

副議長（江村大輔）

投票漏れはありませんか。 —（発言者なし）—  
投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

副議長（江村大輔）

これより開票を行います。  
立会人は所定の席にお着き願います。  
—（関谷一男議員、栞原洋子議員、立会人席に着く。）—  
—（開票）—  
立会人は自席にお戻り願います。  
—（関谷一男議員、栞原洋子議員、自席に着く。）—

副議長（江村大輔）

開票の結果を申し上げます。  
投票総数 12 票、うち有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。  
有効投票のうち、風巻光明議員 6 票、久保田等議員 5 票、栞原洋子議員 1 票。  
以上のとおりであります。  
この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、風巻光明議員が当選されました。  
議場の閉鎖を解除いたします。  
—（書記、議場を開く。）—

副議長（江村大輔）

ただ今、議長に当選された 風巻光明議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。  
当選人の挨拶を求めます。  
7 番、風巻光明議員。

（7 番）風巻光明

私、議長という重責を頂き、大変光栄であると同時に身の引き締まる気持ちでいっぱい  
であります。歴代の偉大なる議長、恩田議長をはじめ草津議長、吉野議長、河田議長のよ

うに議長職を全うできるか大変不安であります。私なりに精一杯がんばり、歴代の議長に一步でも近付けるようになりたいと思っております。

先ほど、立候補に当たり、三つの柱を演説いたしましたけれども、三つという数字はいろいろと使われています。詳しいことは申し上げませんが、古くは江戸時代から明治まで、近江商人の理念として「三方よし」という言葉が使われ、現代のビジネス界でも使われています。「売り手よし、買い手よし、そして世間よし」ということです。全ての商いは、世の中が満足し、喜ばれなければならないということです。これは政治の世界でも使われております。

また一方、余談に近くなりますけれども、韓国や中国の陶磁器を見ますと、花瓶や徳利などに3本の脚が付いているのです。なぜ、4本でなく3本なのかと聞きますと、3本脚だと1本が欠けてしまえば必ず便は倒れてしまいます。4本だと倒れません。そこで、人生では3本の脚を大切にしようということで、人生それぞれ家族や兄弟、子どもなどもありますし、また、いろいろな三つの脚を守っていくことが人生の幸せにつながるということで、三つしか脚がないのだそうです。

ですから、私は、議会、議員、そして、その三つの柱を忘れることなく、議長職を進めていく所存であります。

皆様からの御支援と御協力をお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうもありがとうございました。

副議長（江村大輔）

新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

風巻光明議長、議長席にお着き願います。

—（風巻光明議長、議長席に着く。江村大輔副議長、自席に着く。）—

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後2時27分）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後2時28分）—

お諮りいたします。議長の選挙結果に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後2時29分）—

—（休憩。書記、追加日程を配布する。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後2時30分）—

### 追加日程第3 議席の一部変更

議長（風巻光明）

議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

慣例により、議長を12番に指定いたします。

これより、変更となる議席を読み上げます。

（7番）恩田 稔議員、（12番）風巻光明、

以上のおり議席を変更いたします。

議席にお着き願います。

—（新議席に移動する。）—

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後2時31分）—

—（休憩。江村大輔副議長、退場し、辞職願を提出。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後2時33分）—

休憩中に江村大輔議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後2時34分）—

—（休憩。書記、追加日程を配布する。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後2時35分）—

### 追加日程第4 副議長の辞職許可

議長（風巻光明）

副議長の辞職許可を議題といたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長（保坂晃久）

「辞職願。この度、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出

ます。令和7年11月17日。津南町議会議長風巻光明様。津南町議会副議長江村大輔」。  
以上でございます。

議長（風巻光明）

本件は、会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いなくて採決したいと思います。  
お諮りいたします。

江村大輔議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、江村大輔議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後2時36分）—

—（江村大輔議員、入場。自席に着く。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。 —（午後2時38分）—

議長（風巻光明）

ただ今、副議長が欠員となりました。

副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。 —（午後2時38分）—

—（休憩、書記、追加日程を配布する。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。 —（午後2時40分）—

## 追 加 日 程 第 5 選挙第2号 副議長選挙

議長（風巻光明）

副議長選挙を行います。

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。 —（午後2時40分）—

—（休憩中に立候補表明。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。 —（午後2時44分）—

選挙は投票によって行います。  
議場を閉鎖いたします。  
—（書記、議場を閉鎖する。）—

議長（風巻光明）

ただ今、選挙権を有する出席議員は 12 名であります。選挙が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

議長（風巻光明）

立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に（5 番）久保田等議員、（10 番）吉野 徹議員を指名いたします。

議長（風巻光明）

投票用紙を配布いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、他事記載のないように御注意願います。

—（書記、投票用紙を配布する。）—

議長（風巻光明）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

—（投票箱を点検。）—

異常なしと認めます。

議長（風巻光明）

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて、順次投票を行ってください。

—（事務局長の点呼に従って、順次投票を行う。）—

議長（風巻光明）

投票漏れはありませんか。

—（発言者なし）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。

立会人は所定の席にお着き願います。

—（久保田 等議員、吉野 徹議員、立会人席に着く。）—

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

—（久保田 等議員、吉野 徹議員、自席に着く。）—

議長（風巻光明）

開票の結果を申し上げます。

投票総数 12 票、うち有効投票 12 票、無効投票 0 票であります。

有効投票のうち、石田タマエ議員 6 票、筒井秀樹議員 5 票、栞原洋子議員 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、石田タマエ議員が当選されました。

議場の閉鎖を解除いたします。

—（書記、議場を開く。）—

議長（風巻光明）

ただ今、副議長に当選された石田タマエ議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人の挨拶を求めます。

8 番、石田タマエ議員。

副議長（石田タマエ）

今ほどは、副議長に当選させていただきました。ありがとうございました。

私は、決意の時にも述べさせていただきました。皆様から御支持を頂いたということの上で、この津南町議会をより学ぶ議会、より議論・協議をする議会、そういう議会をこれから風巻議長と共につくっていきたいと思っております。

今回、「副議長にどうだ。」と言ってくる方の中からは、やはり「議長が中立の立場をきちんと保てるような監視役もしてくれ。」というようなことも耳打ちをされてまいりました。

そのようなことで、議長と力を合わせて、津南町議会をしっかりと当局と共に歩んでまいっている覚悟をいたします。よろしく願いいたします。

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後 2 時 56 分）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後 2 時 58 分）—

議長（風巻光明）

お諮りいたします。副議長の選挙結果に伴い、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後 2 時 58 分）—

—（休憩。書記、追加日程を配布する。）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後 3 時 00 分）—

## 追加日程第 6

### 議席の一部変更

議長（風巻光明）

議席の一部変更を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席の一部を変更いたします。

慣例により、副議長を 11 番に指定いたします。

これより、変更となる議席を読み上げます。

（8 番）江村大輔議員、（11 番）石田タマエ議員、

以上のおり議席を変更いたします。

議席にお着き願います。

—（新議席に移動する。）—

議長（風巻光明）

暫時休憩いたします。自席にてお待ちください。

—（午後 3 時 01 分）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。

—（午後 3 時 02 分）—

## 日 程 第 7

### 選任第 1 号 常任委員の選任

議長（風巻光明）

常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

お諮りいたします。

総文福祉常任委員に、

（2 番）滝沢萌子議員、（3 番）村山郁夫議員、（6 番）筒井秀樹議員、  
（8 番）江村大輔議員、（9 番）栗原洋子議員、（11 番）石田タマエ議員。

産業建設常任委員に、

（1 番）月岡奈津子議員、（4 番）関谷一男議員、（5 番）久保田等議員  
（7 番）恩田 稔議員、（10 番）吉野 徹議員、（12 番）風巻光明。

以上のおり指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、常任委員は、ただ今申し上げたとおり選任することに決定いたしました。

議長（風巻光明）

これより休憩を取りますので、各常任委員会において、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は、年長委員が行うことになっておりますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 —（午後3時03分）—

—（休憩）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。 —（午後3時25分）—

常任委員長及び副委員長の互選の結果の報告を行います。

総文福祉常任委員長に（9番）栞原洋子議員、同副委員長に（2番）滝沢萌子議員。

産業建設常任委員長に（5番）久保田等議員、同副委員長に（4番）関谷一男議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

## 日 程 第 8

### 選任第2号 議会運営委員の選任

議長（風巻光明）

議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。議会運営委員に、

（2番）滝沢萌子議員、（4番）関谷一男議員、（5番）久保田等議員、

（7番）恩田 稔議員、（8番）江村大輔議員、（9番）栞原洋子議員。

以上のとおり指名いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、ただ今申し上げたとおり選任することに決定いたしました。

これより休憩を取りますので、議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選に関する職務は、年長委員が行うことになっておりますので申し添えます。

暫時休憩いたします。 —（午後3時27分）—

—（休憩）—

議長（風巻光明）

会議を再開いたします。 —（午後3時37分）—

議会運営委員長及び副委員長の互選結果の報告を行います。

議会運営委員長に（８番）江村大輔議員、同副委員長に（７番）恩田 稔議員。

以上が互選されましたので報告いたします。

議長（風巻光明）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて令和７年第７回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後３時 39 分）—